

ドイツの国際テロリズム対策法制の新たな展開 —「オンライン検索」を取り入れた連邦刑事庁法の改正—

総合調査室 山口 和人

【目次】

はじめに

I 背景

- 1 基本法改正による所管事項の変更
- 2 連邦刑事庁及び連邦刑事庁法

II 改正の経過

III 改正法の概要

- 1 国際テロリズム防止の任務
- 2 情報収集のための新たな権限
- 3 従来型の権限
- 4 手続的条件—裁判官留保
- 5 証言拒絶権者の保護
- 6 改正法の5年後の評価
- 7 オンライン検索規定の失効

IV 連邦刑事庁法再改正の動き

おわりに

翻訳：連邦刑事庁による国際テロリズムの危険の防止
に関する2008年12月25日の法律（連邦法律公報第I
部3083頁）

はじめに

国際テロリズム対策強化のため、連邦の警察

官庁の1つである連邦刑事庁（*Bundeskriminalamt* : BKA）に新たな任務を与えるとともにその権限を拡張することを主な内容とする法律（連邦刑事庁による国際テロリズムの危険の防止に関する2008年12月25日の法律）が、2008年12月31日に公布され、翌2009年1月1日から施行された。この法律は、従来各州の警察官庁に与えられていた国際テロリズムの危険を防止（*Abwehr*）⁽¹⁾する権限を一定の要件の下に、連邦刑事庁にも与えると同時に、その任務遂行の手段として、私人のコンピューターに侵入してその中の情報を入手するいわゆる「オンライン検索」を行う権限や、「ラスター捜査」と呼ばれる網羅的な電子的個人データ照合の権限、さらに情報技術システムを用いて住居や通信の監視等を行う権限など、情報技術の進展に伴う新しい捜査手段を用いる権限を含む諸権限及びその行使の条件についての規定の追加を主な内容としている。この法律は、2001年9月11日の米国同時多発テロの発生以降、ドイツにおいて制定されてきた国際テロリズム対策に関する数多くの法の系譜に連なるものである⁽²⁾。キリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）及び社会民主党（SPD）の大連立政権

(1) 学術文献では「防除」と訳される場合も多いが、ここでは、「防止」と訳した。犯罪行為の具体的危険性が発生する前の段階で、これを予防・阻止する活動を含むものである。

(2) ドイツ連邦議会調査局によれば、9.11以降、テロリズム対策のため、2001年12月7日の結社法第一次改正法をはじめとして、連邦刑事庁法の改正法を含め、15件の連邦法律が制定・改正された。この中には、2002年1月11日の「テロリズム対策法」及び2007年1月10日の「テロリズム対策補足法」のように、15を超える個別法律の改正を「パッケージ」としてまとめたものも含まれる。Steffi Menzenbach und Sebastian Janzen, „Maßnahmen zur Terrorismusbekämpfung seit dem 11. September 2001“, *Aktueller Begriff*, Nr. 63/07 (19. Januar 2009), Wissenschaftliche Dienste, Deutscher Bundestag, S.1f. (<http://www.bundestag.de/dokumente/analysen/2009/terrorismusbekaempfung.pdf>) 以下、インターネット情報はすべて2011年2月15日現在のものである。

9.11以降におけるドイツのテロリズム対策の概要については、渡邊斉志「ドイツにおけるテロリズム対策の現況」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.133-144.参照。

下で、これら連立与党の圧倒的多数を背景に制定されたが、連邦の警察機関にはこれまで認められていなかった、犯罪の具体的危険が発生する前段階における警察的介入を行う任務を連邦刑事庁に対して認めたことや、「オンライン捜索」をはじめとする強力な情報収集手段の使用が認められることにより個人の私的生活領域への公権力の介入が強化されることの是非などを中心に、制定時から賛否両論が激しく戦わされた。そして、この法律の中で、一部の規定を5年後に見直すこと及び「オンライン捜索」の規定は2020年末に失効することが定められた（後述Ⅲ 7 参照）ほか、2009年9月の連邦議会議員総選挙の結果、CDU及びCSUとともに政権与党の一角を占めることになった自由民主党（FDP）の主張により、一定の範囲でその内容を見直すことが、3党連立協定で取り決められている（後述Ⅳ参照）。

本稿では、以上のとおり現在もなお論争の渦中にあるこの法律の制定の背景、制定の経過及びその概要を、この法律をめぐる論議の紹介を交えて概観する。最後にこの法律の主要部分をなす、同法により改正された連邦刑事庁法の規定の全文及び関連規定を訳出する。

I 背景

1 基本法改正による所管事項の変更

連邦制を採用するドイツでは、警察に関する

事項は、基本法上原則として州の専属的権限に属しており（基本法第70条第1項⁽⁴⁾）、犯罪の捜査及び犯罪の防止は、州の警察官庁の権限である。しかし、例外的に連邦の警察官庁として、連邦警察（Bundespolizei）と連邦刑事庁の2つの組織が存在し、基本法及びそれぞれの組織に関する法律（連邦警察法及び連邦刑事庁法）の規定するところに従って任務を遂行している。

連邦警察は、連邦国境警備隊として1951年に設置され、2005年に現在の名称に変更された。国境警備（基本法第73条第1項第5号）、鉄道交通警察（同項第6a号）、航空交通警察（同項第6号）等、連邦の管轄に属する警察事項を任務とする。

一方、連邦刑事庁は、同じく1951年に設置され、警察的事項に関する連邦と州の協力の支援、組織犯罪の捜査及び刑事警察の領域における国際協力等を任務としてきた。国際テロリズムを含む国際的な組織犯罪の刑事訴追を目的とする捜査の分野においては、今回の改正前から、州の警察官庁と並んで権限を与えられていた（連邦刑事庁法第4条第1項第3号⁽⁵⁾。改正後も同じ）が、犯罪捜査の前段階における警察活動としての国際テロリズムの危険の防止（Gefahrenabwehr）については、独自の権限を与えられていなかった。

しかし、連邦・州間の権限の錯綜を解消することによる責任の明確化と意思決定の効率化を

(3) 本稿をとりまとめるにあたっては、国士舘大学講師・内藤大海氏に、ドイツにおけるテロ犯罪捜査に関する立法動向を中心とした講演をお願いし、貴重な情報と調査への示唆をいただくことができた。この場を借りて心から感謝を申し上げる次第である。

(4) 基本法第70条第1項は、「州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない限度において、立法権を有する。」と規定している。警察に関する事項は、一部の例外規定（第73条第1項第5号、第9a号、第10号等）を除き、基本法の連邦の専属的立法、競合的立法のいずれのカタログにもなく、州の立法権限に属すると解されている。Hans D. Jarass und Bodo Pieroth, *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Kommentar*, 10. Aufl., München: C.H. Beck, 2009, Rn. 18a zu Art. 70, S. 774.

(5) 連邦刑事庁法第4条第1項第3号の規定によれば、同庁は、国際的に組織された犯罪行為の事例において、刑法典第129b条第1項（外国におけるテロ団体の結成等）とも関連する刑法典第129a条（テロ団体の結成）の規定により、刑事訴追の分野において、警察的任務を遂行する。

めざした第一次連邦制改革の一環として、2006年9月1日に施行された基本法改正法において、連邦と州の立法権限の再編が行われ、犯罪の捜査及び防止を含む警察に関する事項にも一定の改正が加えられた。すなわち、改正後の基本法第73条第1項第9a号は、国際テロリズムについて、「州を越える危険が存在する場合、州の警察官庁の管轄が明らかでない場合又は州の最高官庁が受任を求める場合における、連邦刑事警察庁⁽⁶⁾によるその危険の防止」を連邦の専属的立法権に属する事項と規定し、一定の条件の下に連邦刑事庁が国際テロリズムの防止についても独自の権限を行使する可能性を開いた⁽⁷⁾。

今回の連邦刑事庁法の改正は、同法改正理由書によれば、この基本法改正により設けられた連邦の新たな立法権限を法律によって実現するためのものである。そしてこの改正によって、今後は、しばしば非常に迅速な行動を必要とする重大なテロリズムの脅威が生じた場合における連邦と州との間の権限の分裂による実際的な障害を回避することができる⁽⁸⁾と説明されている⁽⁸⁾。

2 連邦刑事庁及び連邦刑事庁法

連邦刑事庁は、1951年3月15日に施行された連邦刑事警察庁(連邦刑事庁)設置法に基づき、設置された。2008年初頭の職員数は、5,567人である⁽⁹⁾。連邦刑事庁は連邦内務省に属する連邦官庁であるが、その根拠は、基本法第73条第1項第9a号、同項第10号、及び第87条第1項に存在する。

基本法の規定を受け、連邦刑事庁法(正式には、連邦刑事庁及び刑事警察事項における連邦と州との協力に関する法律)が、連邦刑事庁の任務、組織及び権限等について規定している。

連邦刑事庁法第1章には、以下のとおり同庁の任務に関する規定が置かれている。

(1) 刑事警察の中央組織としての任務

連邦刑事庁は、刑事警察事項における連邦と州の協力のための中央組織である(第1条見出し及び同条第1項)。これに対応して各州は、連邦との協力の確保のため、それぞれ州刑事庁を設置する(同条第2項)。犯罪の追及及び予防並びにその他の危険防止の任務は、法律に別段の定めがない限り、州の管轄である(同条第3項)。

連邦刑事庁は、警察上の照会及び情報提供のための中央組織として、州を越える犯罪、国際犯罪又は重大犯罪の予防及び追及にあたり、連邦及び州の警察を支援する(第2条第1項)。この任務を遂行するため、連邦刑事庁は、必要な情報を収集し、利用し(同条第2項第1号)、連邦及び州の犯罪訴追官庁に対し遅滞なく関係情報及び犯罪について知りえた事情を伝達する(同項第2号)。

連邦刑事庁は、中央組織として、警察情報システム(第3項)、中央の鑑識的設備(第4項第1号)、人及び物の追跡のための中央の設備(同項第2号)を運用する。また、要望に応じて州のデータ処理を支援する(第5項)。中央組織として、刑事技術的調査研究の分野において必要な設備を運用し、この分野における警察

(6) 連邦刑事庁は基本法の規定上は、「連邦刑事警察庁」(Bundeskriminalpolizei)と表現されている。

(7) 基本法第73条第1項第9a号新設により連邦の権限を設定した理由としては、国際テロリズムについて外国から多くの情報が寄せられた場合に、ドイツの警察官庁の管轄区域が必ずしも明らかでない場合があるなど、国際テロリズムの分野における危険な状況が挙げられている。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/813, S.12.

(8) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/9588, S.14.

(9) Bundeskriminalamt, *Das Bundeskriminalamt: Fakten und Zahlen*, Stand Januar 2008, S.5. 連邦刑事庁ウェブサイト <<http://www.bka.de/profil/broschueren/fakten2008.pdf>>

間の協力を調整し（第6項第1号）、犯罪統計を含む刑事警察上の分析及び統計を作成し、犯罪の推移を観察し（同項第2号）、犯罪対策の方法を検討し、発展させ（同項第3号）、刑事警察上の専門領域における教育・研修を実施する（同項第4号）。連邦刑事庁は、警察官署、検事総長及び裁判所の求めに応じて鑑識的及び刑事技術的な鑑定を行う（第7項）。

(2) 国際協力の任務

連邦刑事庁は、国際刑事警察機構に対するドイツのナショナル・センターである（第3条第1項）。犯罪の予防又は捜査に必要な他国の警察・司法機関との職務上の連絡は、連邦刑事庁の任務である（同条第2項）。

(3) 犯罪捜査の任務

連邦刑事庁は、一定範囲の国際的組織犯罪について、捜査を行う任務を有する（第4条）。

(4) 憲法機関構成員及び証人の保護

連邦刑事庁は、連邦の憲法機関構成員に必要な身辺警護等を行う任務（第5条）及び、同庁が行う犯罪捜査における真実の解明にとって重要な証言を行う者を保護する任務（第6条）を有する。

(5) 新たな任務—国際テロリズムの危険の防止

改正法によって新たに加わった任務である。内容については、Ⅲで述べる。

以上の任務に対応して、第2章では、連邦刑事庁の権限について規定されている。以下、各

節の見出しのみ掲げる。

第1節：中央組織としての個人データ等収集の権限

第2節：国際協力

第3節：犯罪の追及及び将来の刑事手続を目的とするデータ蓄積

第3a節：国際テロリズムの危険の防止（新たな権限）

第4節：憲法機関の構成員の保護

第5節：証人の保護

第3章は、共通規定であり、個人関係情報の取扱い等に関する規定が置かれている。

II 改正の経過

連邦刑事庁法改正案は、2008年6月17日、連邦議会の与党CDU/CSU及びSPD両会派によって連邦議会に提出された⁽¹⁰⁾。同年8月13日には、これと内容を同じくする法案が連邦政府によって連邦議会に提出された⁽¹¹⁾。これは、連邦政府提出法案については、まず、連邦参議院に送付してその態度決定を求める必要がある（基本法第76条第2項）ことから、先に会派提出法案として連邦議会に提出しておき、そこでの審議を進めるといった方法がとられたものである。前者の法案は、同年6月20日、後者は9月25日、連邦議会の内務委員会、外務委員会、法務委員会及び予算委員会にそれぞれ審査のため付託された。9月15日、内務委員会による公聴会が開催され、連邦刑事庁長官等、計11人の公述人が意見を述べた⁽¹²⁾。公述人の多数は法案が合憲であるとの見解を述べたものの、個別の諸点

⁽¹⁰⁾ *op. cit.* (8)

⁽¹¹⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/10121.

⁽¹²⁾ 公聴会の議事録は、Deutscher Bundestag, *Protokoll*, Nr.16/73. Innenausschuss, Öffentliche Anhörung am Montag, 15. September 2008. ドイツ連邦議会ウェブアーカイブ2008.10. <http://webarchiv.bundestag.de/archive/2008/1010/ausschuesse/a04/anhoerungen/Anhoerung_15/index.html> で閲覧可能である。

についてはさまざまな欠点を指摘した。公述人の意見の一部（特に、改正の重要な部分であるオンライン検索とラスタ検索について5年後に見直しを行うこと等）は、委員会審査における法案修正に取り入れられた。

2008年11月10日、法案審査の主務委員会である内務委員会は、両法案を1本にまとめ、内容を一部修正して可決すべきことを内容とする議決勧告を行った⁽¹³⁾。同月12日、連邦議会は、内務委員会の議決勧告に従って法案を賛成375、反対168、保留6で修正可決した⁽¹⁴⁾。本会議での討論及び委員会審査の過程を通じて、与党側が、オンライン検索等の技術手段を用いた捜査手法がテロ攻撃の防止に有効であること、連邦憲法裁判決（後述）等を受けて、私的生活形成の中核領域の保護が図られていることを強調し、改正法が国民をテロの脅威から守るための法律であることを主張したのに対し、野党側は、さまざまな強制措置を定めた規定の不明確さによる基本権侵害の危険や、連邦刑事庁の権限の肥大化に対する懸念を表明して法案に反対した⁽¹⁵⁾。

一方、連邦参議院では、法案に否定的な機運が高まり⁽¹⁶⁾、同月28日、連邦参議院は連邦議会の議決に同意しない議決を行ったため⁽¹⁷⁾、両機関の調整は、合同協議会に持ち込まれた。12月17日、合同協議会は、成案を示した⁽¹⁸⁾。成案

は、連邦議会議決案に対して、次の3点に修正を加えることを内容としている。1) オンライン検索については、緊急の場合においても例外なく裁判官の令状を必要とすること（第20k条第5項第2文から第4文までを削除）、2) オンライン検索によって得られたデータの連邦刑事庁受託者による検査についても令状裁判所の指揮に従うこと（第20k条第7項の修正）、3) 連邦刑事庁の権限の明確化（第4a条第1項第2文の修正）。

12月18日連邦議会在が、合同協議会の成案を可決し⁽¹⁹⁾、翌19日連邦参議院がこれに同意した⁽²⁰⁾。こうして成立した法律は、12月25日、連邦大統領の署名を経て、12月31日公布され、翌2009年1月1日から施行された⁽²¹⁾。

III 改正法の概要

改正法は、連邦刑事庁の任務として、基本法第73条第1項第9a号の定める上記3つの場合において国際テロリズムを防止することを追加し（第4a条追加）、そのための権限に関する規定（第20a条～第20x条）を追加した。（以下条文は、特に断らない限り改正後の連邦刑事庁法の条文である。）

⁽¹³⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/10822.

⁽¹⁴⁾ Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/186, S.19852ff. 賛成は、CDU/CSU及びSPDの両与党会派、反対は、FDP、緑の党及び左派党の野党3会派並びに2人の無所属議員であったが、SPD議員のうち20人が反対に、6人が保留に回った。

⁽¹⁵⁾ 連邦議会における各会派の立場については、以下を参照。*op.cit.* (13), S.8f.; *ibid.*, S.19832ff.

⁽¹⁶⁾ 連邦参議院が法案に不同意の議決を行った具体的な経緯については、植松健一「連邦刑事庁（BKA）・ラスタ検索・オンライン検索（3・完）—憲法学的観点からみたドイツにおける「テロ対策」の現段階—」『島大法学』53巻4号, 2010.3, p.90を参照。

⁽¹⁷⁾ Bundesrat, *Plenarprotokoll*, 852, S.407.

⁽¹⁸⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/11391.

⁽¹⁹⁾ Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/196, S.21174.

⁽²⁰⁾ Bundesrat, *Plenarprotokoll*, 853, S.454.

⁽²¹⁾ *Bundesgesetzblatt*, Jg. 2008, Teil I S.3083.

1 国際テロリズム防止の任務

第4a条第1項第1文によれば、連邦刑事庁は、州を越える危険が存在する場合(第1号)、州の警察官庁の管轄が明らかでない場合(第2号)又は州の最高官庁が受任を求める場合(第3号)には、国際テロリズムの危険を防止する任務を遂行することができる。連邦刑事庁には、これらの場合において、刑法典第129a条第1項及び同条第2項に掲げる犯罪(テロ団体の結成)であって、「国民を著しく萎縮させ、官庁若しくは国際機関を違法に暴力をもって若しくは暴力をもってする脅迫によって強要し、又は国若しくは国際機関の政治的、憲法的、経済的若しくは社会的な基本構造を排除し若しくは著しく侵害することを目的としており、かつ、その犯行の態様又は結果によって国又は国際機関に対して著しい損害を及ぼすおそれがあるもの」も、また「予防」する権限を与えられた(同項第2文)²²⁾。州及び他の連邦警察官庁の権限は、影響を受けない(同条第2項第1文)。連邦刑事庁が第1項に規定する任務を遂行する場合には、州の管轄の最高官庁及び、管轄を有する限り、連邦の他の警察官庁に対して、その旨を遅滞なく報告しなければならない(同項第2文)、当該任務の遂行は、相互の了解に基づき行うもの(同項第3文)と規定された。

2 情報収集のための新たな権限

1で述べた新たな任務遂行のため、連邦刑事

庁には、さまざまな権限が新たに付与された。ここでは、それらの権限のうち、論議の中心となった、新たな技術的手段を用いた情報収集の権限について紹介する。

(1) 秘密捜査官その他のデータ収集の特別の手段(第20g条)

連邦刑事庁は、危険の防止又は犯罪の予防が他の仕方では期待できず、又は本質的に困難となる場合には、特別の手段により、「国家の存立若しくは安全又は個人の身体、生命若しくは自由若しくは重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なもの」(以下これを「著しく重要な法益」という。)に対する危険を防止するために、連邦警察法第17条又は第18条の規定に準ずる責任者(危険の原因となった個人又は危険の原因となった動物若しくは物の所有者。以下「責任者」という。)又は連邦警察法第20条第1項に規定する要件に応じ同項に規定する者、第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行うおそれがあるという推定を正当化する事実が存在する者、連絡人及び案内人(以上の者を総称して、以下「責任者等」という)の個人データを収集することができる(第20g条第1項第1文)。当該措置は、やむを得ず第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても、これを実施することができる(同項第2文)。

ここにいう個人データ収集の「特別の手段」

²²⁾ ニーダーザクセン警察大学校で刑事法を担当するFredrik Roggan教授は、ここでいう「予防」(Verhütung)の任務について、「前倒しされた犯罪対策の任務の一部としての犯罪行為の予防に際して意味されているのは、規定の文言が示唆しているような、具体的危険防止の『下位事例』ではなく、犯罪捜査及び危険の防止と並ぶいわゆる『第三の警察任務』である。この任務は、いわゆる(実務上の)前段階捜査に属するものである。この前段階捜査の特徴は、警察が、具体的危険という意味での特定の警察関係事象に対応するのではなく、具体的危険(又は刑事手続上の嫌疑)の前段階においてすでに、『先行的』に、かつとりわけ情報の獲得によって活動することである。」(イタリックは原文のとおり)と指摘し、「予防」が犯罪捜査及び危険の防止とは区別され、具体的危険の存在を前提としない独立の任務である点に注意を喚起している。

Fredrik Roggan, „Das neue BKA-Gesetz — Zur weiteren Zentralisierung der deutschen Sicherheitsarchitektur“, *Neue Juristische Wochenschrift*, 5, 2009, S.257f.

として、秘密捜査官その他の手段が用意されている。

秘密捜査官 (Verdeckter Ermittler) とは、長期的に付与された架空の身分の下で捜査する警察執行官吏をいう (第20g条第2項第5号)。秘密捜査官は、架空の身分の下で、その任務を遂行するために、法律行為を行うこと、権利者の同意を得て、その住居に立ち入ること並びに秘密捜査官の架空の身分の設定及び維持に必要な範囲内において、これに応じた文書を作成し、変更し、又は利用することが許される (同条第4項)。

このほか、データ収集の特別の手段として、人に対する長期監視 (同条第2項第1号)、対象者に知られないような住居外における技術的手段の使用 (住居外の人若しくは物の撮影又は映像記録の作成、住居外で非公然に話された言葉の聴取又は記録・同項第2号)、秘密連絡員 (連邦刑事庁との協力活動が第三者に知られていない私人・同項第4号) その他が規定されている²³⁾。

(2) 住居の監視 (第20h条・住居の内部又は外部における技術的手段の使用に関する特則)

連邦刑事庁は、著しく重要な法益に対する急迫した危険の防止のために、その危険の防止が他の方法によっては期待できず、又は極めて困難となる場合には、住居の内部又は外部における技術的手段の秘密使用により、非公然に話された責任者等の言葉を聴取し、記録し、当該の者について撮影し及び映像記録を作成すること

ができる (第20h条第1項)。これに続き、監視が許容される住居の範囲 (第2項)、裁判官留保 (第3項)、令状の記載要件 (第4項)、私的な生活形成の中核領域の保護 (第5項) に関する規定が設けられている。

(3) ラスター捜査 (第20j条・ラスター捜査)

ラスター捜査とは、「様々な機関に保存された個人データを集め、電子的に照合することによって、特定のメルクマールに該当する人物を抽出する捜査手法」²⁴⁾と定義されている。このラスター捜査に関する規定は、第20j条に設けられている。

連邦刑事庁は、著しく重要な法益に対する危険を防止するために、他の保有データとの自動照合のため、公私の機関 (連邦及び州の憲法擁護官庁、軍事防諜局及び連邦情報局を除く) に対し、データファイルからの特定グループの個人データの伝達を要求することができる (第20j条第1項)。データの伝達要求及び提供されたデータ使用の制限 (第2項)、目的達成後はデータを消去しなければならないこと (第3項)、裁判官留保 (第4項) に関する規定が設けられている。この場合の裁判官留保は絶対的であり、緊急の必要を理由とする例外は認められていない (オンライン検索と同様)。

(4) オンライン検索 (第20k条・情報技術システムへの秘密裡の侵入)

オンライン検索 (オンライン捜検とも呼ばれる) とは、秘密裡に情報技術システムに侵入し

²³⁾ 秘密捜査官及び秘密連絡員は、1992年の組織犯罪対策法において、ラスター捜査等とともに新たな捜査手法として刑事訴訟法に取り入れられたものである。詳細は内藤大海「ドイツにおける潜入捜査—組織犯罪対策法と学説の検討」『北大法学論集』56巻4号, 2005.10, p.297以下参照。

²⁴⁾ 宮地基「安全と自由をめぐる一視角—ドイツにおけるラスター捜査をめぐる」『名古屋大学法政論集』230号, 2009.6, p.336。ラスター捜査の意義と法的根拠、運用の実際、連邦憲法裁判決の動向等について同文献及び植松健一「連邦刑事庁 (BKA)・ラスター捜査・オンライン検索(1)—憲法学的観点からみたドイツにおける「テロ対策」の現段階—」『島大法学』52巻3/4号, 2009.3, pp.8-30.参照。

情報を取得する行為をいい²⁵⁾、法改正以前から、このような情報収集手段の許容性及びその条件が激しく争われてきた。

特に、情報機関によるオンライン検索等の権限を認めたノルトライン・ヴェストファーレン州憲法擁護法第5条第2項第11号の規定の合憲性が争われた訴訟においては、オンライン検索の問題点が数多く指摘された。2008年2月27日、連邦憲法裁判所第一法廷は、当該規定が基本法第2条第1項及び第1条第1項（一般的人格権）、第10条第1項（通信の秘密）並びに第19条第1項第2文（制限される基本権明示の必要）に違反し、無効であるとする判決を下した（1 BvR 370/07; 1 BvR 595/07）²⁶⁾。判決は、基本法の保障する一般的人格権（第2条第1項及び第1条第1項）は、情報技術システムの秘密性と不可侵性に対する権利の保障を含むとし、蓄積された情報が読み取られる可能性のある、情報システムへの秘密裡の侵入は、著しく重要な法益に対する具体的な危険が存在することについて事実による根拠が存在する場合にのみ憲法上許容されると判断した。著しく重要な法益とは、個人の身体、生命及び自由、又はそれを脅かすことが国家の基盤若しくは存立、若しくは人間の生存の基盤に関わるような公共的法益をいう。判決は、手続的要件として、情報技術システムへの秘密裡の侵入は、原則として裁判官の命令の留保（裁判官留保）の下におかれることを要することを求めるとともに、そのような活動の権限を与える法律は、私的な生活形成の中核的領域を保護するための方策を含むものでなければならないとした。

上記連邦憲法裁判所判決を受け、オンライン検索の要件はきわめて詳細に規定されている。

連邦刑事庁は、①個人の身体、生命又は自

由、②著しく重要な公共財（それに対する脅威が国家の基盤若しくは存立又は人間の存在の基盤に関わるもの）のいずれかに対する危険があるという推定が一定の事実によって正当化される場合には、対象者に知られずに、技術的手段によって、対象者が使用する情報技術システムに侵入し、そこからデータを収集することが許される（第20k条第1項第1文）。措置が実施されなければ近い将来に被害を生じるということが、十分な蓋然性をもってはまだ確認されない場合であっても、上記の法益のいずれかに対して特定の人々により個別に引き起こされるさし迫った危険を一定の事実が示すときも同様である（同項第2文）。当該措置は、第4a条の規定による任務の達成のために必要であり、かつ、それが実施されなければ任務の達成が期待できず、又は著しく困難となる場合に限り、許される（同項第3文）。以上の要件は、連邦憲法裁判所の2008年2月27日の判決の文言をほぼそのとおり引き継いだものである。

以下、技術的要件（第2項）、技術的手段の使用に際しての記録並びに記録データの使用及び消去（第3項）、対象者（原則として責任者のみで、第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても実施することが許容される）（第4項）、裁判官留保（第5項。ラスタースearchと同様、緊急の例外は認められない）、令状記載要件（第6項）、私的な生活形成の中核領域の保護（第7項）に関する規定が設けられている。

(5) テレコミュニケーションの監視（第20l条）

国際テロリズムの実行者が、州境を越えたネットワークや謀議に基づき、移動通信やインターネットなどのテレコミュニケーション手段で

²⁵⁾ オンライン検索の概念及び手法については、植松健一「連邦刑事庁（BKA）・ラスタースearch・オンライン検索（2）—憲法学的観点からみたドイツにおける「テロ対策」の現段階—」『島大法学』53巻2号、2009.9. pp.2-4.参照。

²⁶⁾ この判決の内容の紹介及びその詳細の分析については、同上、pp. 1-46.参照。

連絡を取り合うのを常とすることから、連邦刑事庁が、その任務を果たすため、対象者のテレコミュニケーションを監視、記録して、それによって得られた情報に基づき、更に措置を取ることが可能とする規定が設けられた。

すなわち、連邦刑事庁は、危険の防止又は犯罪の予防が他の方法によっては期待できず、又は極めて困難となる場合には、対象者に知られずに、責任者その他一定範囲の者のテレコミュニケーションを監視し及び記録することができる（第20l条第1項第1文）。この措置は第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても、これを実施することが許される（同項第2文）。

裁判官留保（第3項）、令状の記載要件（第4項）、テレコミュニケーションサービス提供者の連邦刑事庁に対する協力義務（第5項）、私的な生活形成の中核領域の保護（第6項）に関する規定が設けられている。

(6) その他の情報収集手段

その他、新たな情報収集手段として、テレコミュニケーションの通信データ及び利用データの収集（第20m条）、移動式通信装置のカード及び端末機の同定及び所在の特定（いわゆるIMSIキャッチャー²⁷⁾・第20n条）などの措置が規定されている。

3 従来型の権限

2で述べた情報技術を駆使した新しい情報収集手段のほか、各州の従来 of 警察法に通常規定されている権限も改正法には盛り込まれた。質問（第20c条）、身元確認及び資格証明書の検査（第20d条）、鑑識的措置（第20e条）、呼出し（第20f条）、警察的観察のためのデータの蓄積（第

20i条）、立退処分（第20o条）、拘禁（第20p条）、人の搜索（第20q条）、物の搜索（第20r条）及び押収（第20s条）がこれに属する。

4 手続的条件—裁判官留保

この章で述べてきた措置の一部は、個人の基本権に対する重大な介入を意味するため、連邦刑事庁長官又はその代理者の申立てに基づき、裁判所によって命令された場合に限り、許される（第20g条第3項、第20h条第3項、第20j条第4項、第20k条第5項、第20l条第3項、第20m条第3項、第20n条第3項）。この原則には例外が認められる。すなわち、遅滞により危険が生ずる場合には、命令は、連邦刑事庁長官（第20g条第3項、第20m条第3項の場合は、所管する局長）又はその代理者も発することができる。この場合には、事後に遅滞なく裁判所の決定を求めなければならない。連邦刑事庁長官又はその代理者の命令が3日以内に裁判所によって承認されない場合には、当該命令は、失効する。ただし、ラスタ―搜索とオンライン搜索についてはこのような例外は認められていない（第20j条第4項、第20k条第5項）。

5 証言拒絶権者の保護

刑事訴訟法上証言拒絶権を有する者を対象として、2及び3の諸措置により情報を得る場合には、証言拒絶権の侵害にあたる場合があることから、これらの者を保護する規定が置かれた（第20u条）。その際、改正法は、刑事訴訟法で証言拒絶権を認められている者のうち、聖職者、被疑者・被告人の弁護士、連邦議会及び州議会の議員等と、弁護士、医師、ジャーナリスト等を区別し、前者のグループに対しては、その証言拒絶権に係る情報を得る措置をとること

²⁷⁾ IMSIは、International Mobile Subscriber Identityの略。IMSIキャッチャーは、移動電話の加入者を同定し、通話の傍受を行う装置をいう。

を禁ずる一方、後者のグループに対しては秘密保持の利益と、その遂行した任務の公益との比較考量の上で、当該措置をとる余地を認めた。このような証言拒絶権の保護の制限については、医師やジャーナリストの団体から強い反対意見が出されたが、結局当初案のまま確定した。

6 改正法の5年後の評価

国際テロリズムの防止の任務（第4a条）、ラスタール捜査（第20j条）及びオンライン検索（第20k条）に関する諸規定は、改正法の施行の5年後に、ドイツ連邦議会の同意を得て任命される学術専門員の参加を得て、評価されなければならない（改正法第6条）と規定された。

7 オンライン検索規定の失効

オンライン検索に関する規定（第20k条）は、2020年12月31日に失効すると定められた（改正法第7条第2項）。

IV 連邦刑事庁法再改正の動き

2009年9月の連邦議会議員総選挙の結果を受けて同年10月26日に調印されたCDU、CSU及びFDP三党の連立協定「成長、教育、結束」の第IV章「市民の権利及び強力な国家を通じての自由及び安全」では、連邦刑事庁法の見直しについて、1項目を割いて取り決めている²⁸⁾。協定は、公権力の介入を受けない、究極的な不可侵の人的自由の領域が存在することを指摘し、国際テロリズムの危険防止の枠組みにおける連邦刑事庁の措置を法治国的によりよく助けるため、私的な生活形成の中核領域の保護を最適化し、基本権の手続的保障を高める規定を設

ける意図を表明した上で、次の3点を確認している。

- ・連邦憲法裁の判例を踏まえ、私的な生活形成の中核領域の保護を改善することの要否及びその程度につき、連邦刑事庁法を検証すること。
- ・住居の外部における録音及び撮影の権限に関して、中核領域の保護を改善すること。
- ・秘密裡の捜査手段の令状を発する権限を有する裁判所を、連邦刑事庁所在地の区裁判所から、連邦通常裁判所へと変更すること。

上記見直しのための法案は、連邦議会の第17被選期間（2009～2013年）中には連邦議会に提出されると想定されるが、2011年2月15日現在、提出されていない。

おわりに

以上みてきたとおり、2008年12月の連邦刑事庁法の改正は、連邦の刑事警察官庁である連邦刑事庁に国際テロリズム防止という新たな任務を与えるとともに、「オンライン検索」をはじめとする強力な権限をこれに付与したことで、ドイツの国際テロリズム対策法制の新たな展開を示すものである。しかし同時に、これに伴う基本権に対する国家の介入の強化と連邦刑事庁の強大化に対する警戒感も根強い。このような警戒感を背景として、改正法に盛り込まれた、一部規定の5年後の評価（改正法第6条）及びFDPの主張で連立協定に盛り込まれた連邦刑事庁法の見直しの過程でどのような論議が行われるのか、これらの評価や見直しがどのような結果となるか、注目される。

²⁸⁾ *Wachstum. Bildung. Zusammenhalt: Der Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP, 17. Legislaturperiode, S.98f.*

原文は、以下を参照。〈<http://www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf>〉

翻訳について

本稿においては、連邦刑事庁による国際テロリズムの危険の防止に関する2008年12月25日の法律（連邦法律公報第 I 部, 3083頁）（Gesetz zur Abwehr von Gefahren des internationalen Terrorismus durch das Bundeskriminalamt vom 25. Dezember 2008, BGBl. I S.3083）のうち、第1条「連邦刑事庁法の改正」の全部（ただし一部文言を整理）と第5条「基本権の制限」、第6条「評価」及び第7条「施行、失効」の箇所を後掲訳者により訳出した。

なお、連邦刑事庁法は、その後、第二世代シェンゲン協定情報システムに関する2009年6月6日の法律（2009年6月17日公布。連邦法律公報第 I 部, 1226頁）により、規定の一部が改正されている（第3条、第14条及び第15条の改正、第15a条の追加）。この改正は、2006年12月20日のEC規則1987/2006 並びに第二世代シェ

ンゲン情報システムの設置、運営及び利用に関する2007年6月12日の理事会決議2007/533/JI が従来のシェンゲン協定の実施協定第4編を改正したことにより必要となった、シェンゲン協定に関する法律（国境検問を段階的に撤廃することを内容とするとともに、上記実施協定第4編の規定を引用）その他の国内法令の改正に伴うものである。シェンゲン協定に関する法律の若干の条項を廃止し、従来同法に規定されていた連邦刑事庁の所管事項に関する規定を連邦刑事庁法に移すことや、情報収集の権限をEU法の改正に適合させること等を内容としているが、本稿では、ドイツの国際テロリズム対策法制の新たな展開としての2008年12月の連邦刑事庁法改正の意義及び内容の紹介を主眼とすることから、2009年6月改正の解説及び翻訳は割愛した。

（やまぐち かずと）

連邦刑事庁による国際テロリズムの危険の防止に関する2008年12月25日の法律
(連邦法律公報第 I 部, 3083頁)

Gesetz zur Abwehr von Gefahren des internationalen Terrorismus durch das
Bundeskriminalamt vom 25. Dezember 2008 (BGBl. I S.3083)

石井 五郎監訳

前専門調査員 戸田 典子*訳

調査及び立法考査局ドイツ法研究会**訳

【目次】

第 1 条 連邦刑事庁法の改正

※以下は、連邦刑事庁法の条文である。

第 4 a 条 国際テロリズムの危険の防止

第11条第 6 項

第16条第 1 a 項

第 3 a 節 国際テロリズムの危険の防止

第20a条 一般的権限

第20b条 個人データの収集

第20c条 質問及び情報提供義務

第20d条 身元確認及び資格証明書の検査

第20e条 鑑識的措置

第20f条 呼出し

第20g条 データ収集の特別の手段

第20h条 住居の内部又は外部における技術的手段
の使用に関する特則

第20i条 警察的観察のためのデータの蓄積

第20j条 ラスター捜査

第20k条 情報技術システムへの秘密裡の侵入

第20l条 テレコミュニケーションの監視

第20m条 テレコミュニケーションの通信データ及
び利用データの収集

第20n条 移動体通信のカード及び端末機の同定及
び所在の特定

第20o条 立退処分

第20p条 拘禁

第20q条 人の搜索

第20r条 物の搜索

第20s条 押収

第20t条 住居の立入り及び搜索

第20u条 証言拒絶権を有する者の保護

第20v条 裁判所の管轄並びに〔個人データの〕表
示、使用及び消去

第20w条 通知

第20x条 連邦刑事庁への〔情報〕の伝達

※以下は、連邦刑事庁による国際テロリズムの危険の
防止に関する2008年12月25日の法律の条文である。

第 2 条～第 4 条 (省略)

第 5 条 基本権の制限

第 6 条 評価

第 7 条 施行、失効

※〔 〕は訳者による補足である。

第 1 条 連邦刑事庁法の改正

2008年12月17日の法律(連邦法律公報第 I 部
2586頁)第15条によって最終改正された1997年
7月7日の連邦刑事庁法(連邦法律公報第 I 部
1650頁)を次のように改正する。

1. 目次を次のように改める。

a) 第 1 章第 4 条の次に次の第 4 a 条を加え

* 本稿は訳者が社会労働調査室在職中に執筆したものである。

** 戸田 典子、齋藤 純子、山口 和人、寺倉 憲一、山岡 規雄、安部 さち子、古賀 豪、渡辺 富久子、山本 真生子、諸橋 邦彦、堤 健造(現総務部人事課)、五十嵐 恵、丸本 友哉(調査及び立法考査局ドイツ法研究会)

る。

「第4a条 国際テロリズムの危険の防止」

b) 第1章第3節の次に次の第3a節を加える。

「第3a節 国際テロリズムの危険の防止

第20a条 一般的権限

第20b条 個人データの収集

第20c条 質問及び情報提供義務

第20d条 身元確認及び資格証明書の審査

第20e条 鑑識的措置

第20f条 呼出し

第20g条 データ収集の特別の手段

第20h条 住居の内部又は外部における技術的手段の使用に関する特則

第20i条 警察的観察のためのデータの蓄積

第20j条 ラスター捜査

第20k条 情報技術システムへの秘密裡の侵入

第20l条 テレコミュニケーションの監視

第20m条 テレコミュニケーションの通信データ及び利用データの収集

第20n条 移動体通信のカード及び端末機の同定及び所在の特定

第20o条 立退処分

第20p条 拘禁

第20q条 人の搜索

第20r条 物の搜索

第20s条 押収

第20t条 住居の立入り及び搜索

第20u条 証言拒絶権を有する者の保護

第20v条 裁判所の管轄並びに〔個人データの〕表示、使用及び消去

第20w条 通知

第20x条 連邦刑事庁への〔情報の〕伝達」

2. 第4条の次に次の第4a条を加える。

「第4a条 国際テロリズムの危険の防止

(1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる場合に

は、国際テロリズムの危険を防止する任務を遂行することができる。

1. 州を越える危険がある場合

2. 州の警察官庁の管轄が明らかでない場合

3. 州の最高官庁から受任を求められた場合

連邦刑事庁は、これらの場合において、刑法典第129a条第1項及び第2項に掲げる犯罪であって、国民を著しく萎縮させ、官庁若しくは国際機関を違法に暴力をもって若しくは暴力をもってする脅迫によって強要し、又は国若しくは国際機関の政治的、憲法的、経済的若しくは社会的基本構造を排除し若しくは著しく侵害することを目的としており、かつ、その犯行の態様又は結果によって国又は国際機関に対して著しい損害を及ぼすおそれがあるものも、また予防することができる。

(2) 州及び他の連邦警察官庁の権限は、影響を受けない。連邦刑事庁が第1項に規定する任務を遂行する場合には、州の管轄の最高官庁及び管轄を有する限り連邦の他の警察官庁に対して、その旨を遅滞なく報告しなければならない。当該任務の遂行は、相互の了解に基づき行うものとする。連邦刑事庁が、第1項第1文第2号の規定による任務の遂行に際して、州の警察官庁の所轄であることを確認した場合であって、第1項第1文第1号又は第3号に規定する場合に該当しないときは、連邦刑事庁は、当該任務を当該州警察官庁に引き渡すものとする。」

3. 第11条第6項を次のように改める。

a) 第1文を次のように改める。

「連邦刑事庁は、データ保護コントロールのため、あらゆるアクセスに際して、当該アクセス時点、呼び出されたデータレコードの

確認を可能とする事項及び当該アクセスに対して責任を負う部署を記録しなければならない。」

b) 第1文の次に次の文を加える。

「記録データの分析は、技術水準に従って行われることが保障されなければならない。」

4. 第16条第1項の次に次の第1a項を加える。

「(1a) 私的な生活形成の中核領域に関しては、住居内での措置は、連邦刑事庁の受託者に危険を及ぼすことなく中止することが可能となった時には、直ちにこれを中止しなければならない。私的な生活形成の中核領域に関する事象についての記録は、遅滞なく消去しなければならない。これらの事象についての知見を利用することは、許されない。データの取得及び消去の事実については、これを記載した文書を作成しなければならない。これらのデータは、データ保護コントロールの目的に限り使用することが許される。当該データが当該目的にとって必要でなくなった場合には、これを消去し、ただし遅くとも登録した年の翌年の末には、これを消去しなければならない。」

5. 第3節の次に次の第3a節を加える。

「第3a節 国際テロリズムの危険の防止

※以下は、連邦刑事庁法の第3a節の条文である。

第20a条 一般的権限

- (1) 連邦刑事庁は、権限についてこの法律に別段の定めがある場合を除き、第4a条第1項第1文に規定するその任務の遂行のために、危険を防止するために必要な措置を講ずることができる。連邦警察法第15条から第20条までの規定を準用する。
- (2) この節において危険とは、第4a条第1項第2文に規定する犯罪と関連して公共の安全

を脅かすものとして個別にある危険をいう。

第20b条 個人データの収集

- (1) 連邦刑事庁は、この節に別段の定めがある場合を除き、第4a条第1項の規定により義務付けられた任務の遂行に必要な範囲において、個人データを収集することができる。
- (2) 次の各号に掲げる推定を正当化する事実がある場合に限り、第4a条第1項第2文に規定する犯罪の予防のため、個人データを収集することが許される。
 1. その者が第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行おうとしており、かつ、収集されたデータが当該犯罪の予防に必要であるという推定
 2. その者が第1号に規定する者と単に一時的に又は偶然の接触においてではなく関係を有しており、かつ、次の要件のいずれかを満たしているという推定
 - a) 第4a条第1項第2文に規定する犯罪の準備について知っていること。
 - b) その行為を利用して利益を得ること。
 - c) 第1号に規定する者によって当該犯罪を行うために使役されるおそれがあり(連絡人及び案内人)、当該犯罪の予防が他の方法によっては期待できず、又は極めて困難となること。
- (3) 連邦警察法第21条第3項及び第4項の規定を準用する。

第20c条 質問及び情報提供義務

- (1) 第4a条第1項第1文の規定により連邦刑事庁に義務付けられた任務の遂行に有益な陳述をすることができる者であるという推定を正当化する事実がある場合には、連邦刑事庁は、この者に質問することができる。当該質問をするため、この者を停止させることができる。この者は、求めにより、携行する証明

書を検査のため引き渡さなければならない。

- (2) 第4a条第1項第1文の規定により連邦刑事庁に義務付けられた任務の遂行に必要な場合には、質問された者は、姓、名、出生日、出生地、住居所及び国籍を申告しなければならない。これを超える情報提供義務は、当該情報が危険の防止に必要な範囲内において、連邦警察法第17条及び第18条の規定に準ずる責任者並びに連邦警察法第20条第1項に規定する要件に応じ同項に規定する者並びに法律上の行為義務者のみが負う。
- (3) 刑事訴訟法第52条から第55条までに規定する要件の下で、関係者は、情報提供を拒否する権利を有する。当該情報が国家の存立若しくは安全又は個人の身体、生命若しくは自由に対する危険の防止のために必要な場合には、この限りでない。刑事訴訟法第53条第1項第1文第1号、第2号又は第4号に掲げる者は、第2文に規定する場合にも、情報提供を拒否する権利を有する。これらの関係者は、情報提供を拒否する権利について教示を受けなければならない。第2文の規定により取得した情報は、同文に規定する目的に限り使用することが許される。
- (4) 刑事訴訟法第136a条の規定を準用する。行政執行法第12条の規定は、適用しない。

第20d条 身元確認及び資格証明書の検査

- (1) 第4a条第1項第2文に規定する犯罪が行われているという推定を正当化する事実がある場合には、連邦刑事庁は、連邦警察法第23条第3項第1文、第2文、第4文及び第5文の規定に準じて、次の各号に掲げる場合には、身元確認を行うことができる。
1. 危険を防止するために行う場合
 2. 身元確認の相手方がある場所に留まり、当該の場所に関して、次に掲げる推定を正当化する事実がある場合

a) 当該の場所において、第4a条第1項第2文に規定する犯罪が謀られ、準備され、又は実行されること。

b) 当該の場所において、必要な滞在資格を有しない者が集まっていること。

3. 身元確認の相手方が交通若しくは公益サービスに係る設備若しくは施設、公共の交通機関、官庁の庁舎その他の特に危険にさらされた対象物の中又はその近隣場所に留まり、かつ、当該の場所においてその対象物の中若しくは周囲にいる者又は直接この対象物自体を危険にさらす第4a条第1項第2文に規定する犯罪が行われるという推定を正当化する事実が存在し、かつ、その者に関する根拠を理由として、身元を確認する必要がある場合

- (2) 連邦刑事庁は、第4a条第1項第1文の規定により義務付けられた任務の遂行に必要な範囲内において、身元確認の相手方が法規に基づき資格証明書、証明書、証拠その他の文書を携行する義務を負う場合には、検査のためその引渡しを求めることができる。

第20e条 鑑識的措置

- (1) 他の方法によっては第20d条第1項の規定により許される身元確認を行うことができない場合又は著しく困難となる場合には、連邦刑事庁は、連邦警察法第24条第3項の規定による鑑識的措置を講ずることができる。
- (2) 身元確認が行われた場合には、確認との関連で生じた資料は、他の法規により引き続き保管が許されるときを除き、廃棄しなければならない。資料が他の機関に送付された場合には、廃棄したことについて当該機関に報告しなければならない。

第20f条 呼出し

(1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる場合には、書面又は口頭により、人を呼び出すことができる。

1. 第4a条第1項第1文の規定により連邦刑事庁に義務付けられた任務の遂行のため必要かつ有益な陳述をすることができる者であるという推定を正当化する事実がある場合

2. 鑑識的措置の実施のために必要な場合

(2) 連邦警察法第25条第2項から第4項までの規定を準用する。

第20g条 データ収集の特別の手段

(1) 連邦刑事庁は、危険の防止又は犯罪の予防が他の方法によっては期待できず、又は極めて困難となる場合には、第2項に規定する特別の手段によって次の各号に掲げる者の個人データを収集することができる。

1. 国家の存立若しくは安全に対する危険又は個人の身体、生命若しくは自由若しくは重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する危険を防止するために、連邦警察法第17条又は第18条の規定に準ずる責任者又は連邦警察法第20条第1項に規定する要件に応じ同項に規定する者

2. 第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行うおそれがあるという推定を正当化することのある者

3. 連絡人又は案内人

当該措置は、第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても、これを実施することができる。

(2) データ収集の特別の手段とは、次の各号に掲げるものをいう。

1. 人に対する計画的に行われる観察であって、連続して24時間を超え、又は2日を超えて行われるもの（長期監視）

2. 次に掲げる目的のため、対象者に知られないような住居外における技術的手段の使用

a) 住居外にある人又は物の撮影又は映像記録の作成

b) 住居外で非公然に話された言葉の聴取又は記録

3. 事実関係の解明又は第1項に掲げる者の所在地の特定のための、監視を目的とする他の特別の技術的手段

4. 連邦刑事庁との協力活動が第三者に知られていない私人（秘密連絡員）の投入

5. 長期的に付与された架空の身分の下で捜査する警察執行官吏（秘密捜査官）の投入

(3) 第2項第5号に規定する措置で特定の者に対してなされるもの又は秘密捜査官が一般の立ち入らない住居に立ち入るものについては、所管する局長又はその代理者の申立てに基づき裁判所が命令する場合に限り、許される。遅滞により危険を生ずる場合には、第1文による措置の命令は、第1文に規定する局長又はその代理者が行うことができる。この場合には、事後に遅滞なく裁判所の決定を求めなければならない。第2文の規定による命令が3日以内に裁判所によって承認されない場合には、当該命令は、失効する。第2項第1号から第5号までに規定するその他の措置は、遅滞により危険を生ずる場合を除き、第1文に規定する局長又はその代理者に限り命令することが許される。命令は、相当の理由を記載した文書で行い、1月以内の期限を付し、第2項第4号及び第5号に規定する場合には、措置に2月以内の期限を付さなければならない。措置の延長には、新たな命令を必要とする。措置の延長に関する決定は、第2項第1号、第2号b、第4号及び第5号に規定する場合には、裁判所に限り行うことが許される。第4文及び第5文の規定を準用す

る。

(4) 秘密捜査官は、架空の身分の下で、次の各号に掲げる行為を行うことが許される。

1. その任務を遂行するため法律行為を行うこと。
2. 権利者の同意を得てその住居に立ち入ること。ただし、当該同意は、架空の身分の利用の範囲を超えた虚偽の立入権に基づくものであってはならない。

第2項第5号の規定による秘密捜査官の架空の身分の設定及び維持に必要な範囲内において、これに応じた文書を作成し、変更し、又は利用することが許される。その他の事項については、秘密捜査官の権限は、この節の定めるところによる。住居の内部における自己防衛のための技術的手段の使用については、第16条の規定を準用する。

第20h条 住居の内部又は外部における技術的手段の使用に関する特則

(1) 国家の存立若しくは安全に対する急迫した危険又は個人の身体、生命若しくは自由若しくは重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する急迫した危険の防止のために、他の方法によってはその危険の防止が期待できず、又は極めて困難となる場合には、連邦刑事庁は、住居の内部又は外部における技術的手段を秘密に使用することにより、次の各号に掲げる事項を実施することができる。

1. 次に掲げる者の非公然に話された言葉を聴取し、記録すること。
 - a) 連邦警察法第17条又は第18条の規定に準ずる責任者
 - b) 具体的な準備行為が、それ自体で又は他の一定の事実とともに、その者が第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行うおそれがあるという根拠を有する推定

を正当化する場合において、当該準備行為をする者

c) a又はbに規定する者の連絡人及び案内人

2. 第1号aからcまでに掲げる者を撮影し、その映像記録を作成すること。

(2) 当該措置は、第1項に掲げる者に対して、かつ、その住居においてに限り、実施することが許される。その他の者の住居においては、当該措置は、一定の事実に基づいて、次の各号に掲げることがいずれも推定される場合に限り、許される。

1. 第1項第1号a又はbに掲げる者がその住居に留まっていること。
2. 第1項に掲げる者の住居における措置のみでは第1項に規定する危険の防止に至らないこと。

当該措置は、第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても、これを実施することが許される。

(3) 第1項に規定する措置については、連邦刑事庁長官又はその代理者の申立てに基づき裁判所が命令する場合に限り、許される。遅滞により危険を生ずる場合には、連邦刑事庁長官又はその代理者も、また命令を行うことができる。この場合には、事後に遅滞なく裁判所の決定を求めなければならない。連邦刑事庁長官又はその代理者の命令が3日以内に裁判所によって承認されない場合には、当該命令は、失効する。

(4) 命令は、書面により行う。当該命令には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 可能な範囲内において、措置の対象者の氏名及び宛先
2. 監視される住居又は居室
3. 措置の方法、範囲及び期間
4. 主要な理由

当該命令には、1月以内の期限を付さなければならぬ。得られた知見に基づく限り引き続き第1項及び第5項に掲げる要件がある場合には、それぞれ1月を超えない延長が許される。命令の要件を欠くに至った場合には、命令に基づき講じられた措置は、遅滞なく終了しなければならない。

- (5) 第1項に規定する措置は、事実に基づく根拠、特に監視される居室の種類及び監視される者の相互の関係についての事実に基づく根拠により、監視によって私的な生活形成の中核領域に属する発言が捕捉されないことが推定される場合に限り、命令し、実施することが許される。私的な生活形成の中核領域に属する内容が捕捉されることについての事実に基づく根拠が監視中に判明した場合には、第1文に規定する聴取及び観察は、遅滞なく中止しなければならない。疑いがある場合には、自動式の記録のみを継続することが許される。第3文に規定する自動式の記録は、データの利用可能性又は消去に関する決定のため、命令した裁判所に遅滞なく提出しなければならない。第2文の規定により聴取及び観察が中止された場合において、第1文に規定する要件を備えるときは、聴取及び観察を継続することが許される。私的な生活形成の中核領域から知り得た知見で第1項に規定する措置により得られたものを利用することは、許されない。これに関する記録は、遅滞なく消去しなければならない。データの取得及び消去の事実については、これを記載した文書を作成しなければならない。当該文書は、データ保護コントロールの目的に限り使用することが許される。当該文書がこの目的にとってもはや必要でなくなった場合には、これを廃棄し、ただし遅くとも文書を作成した年の翌年の末には、これを廃棄しなければならない。

第20i条 警察的観察のためのデータの蓄積

- (1) 連邦及び州の他の警察官庁が人、必要に応じ同行者、自動車及びその運転手を発見した場所及びその時間、携行品並びに発見の状況に関する情報を他の事件に関する調査の機会に通報するように、連邦刑事庁は、個人データ、特に、その者の身元特定事項及びその者によって利用又は使用をされた自動車の公式の登録番号を警察的観察のためのデータファイルに蓄積することができる（警察的観察のためのデータの蓄積）。
- (2) 警察的観察のためのデータの蓄積は、次の各号に掲げる場合であって、それが〔第4a条第1項第2文に規定する〕犯罪の予防に必要であるときに限り、許される。
1. その者及びこれまでにその者が行った犯罪を総合評価して、その者が今後、第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行うおそれがあることが予想される場合
 2. その者が第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行うおそれがあるという推定を正当化する事実がある場合
- (3) 警察的観察のためのデータの蓄積は、所管する局長又はその代理者に限り命令することが許される。命令については、相当の理由を記載した文書を作成しなければならない。
- (4) 命令には、1年以内の期限を付さなければならない。遅くとも6月が経過する時までに、命令の要件の有無を審査しなければならない。当該審査の結果については、これを記載した文書を作成しなければならない。合計1年を超える有効期間の延長には、裁判所の命令を必要とする。
- (5) 命令の要件を欠くに至った場合、措置の目的が達成された場合又は措置の目的が達成され得ないことが判明した場合には、警察的観察のためのデータの蓄積は、遅滞なく消去しなければならない。

第20j条 ラスター捜査

- (1) 連邦刑事庁は、国家の存立若しくは安全に対する危険又は個人の身体、生命若しくは自由若しくは重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する危険を防止するために必要な範囲内において、他の保有データとの自動照合のため、公私の機関に対し、データファイルからの特定グループの個人データの伝達を要求することができるが、通常、具体的な準備行為が第4a条第1項第2文に規定する犯罪を行うおそれがあるという推定を正当化する場合においても、また当該危険があるものとする。連邦及び州の憲法擁護官庁、軍事防諜局及び連邦情報局に対しては、第1文に規定する伝達を要求することができない。
- (2) 伝達の要求は、氏名、宛先、出生日、出生地及び個別に定めるその他の事項に限定しなければならない。伝達の要求が職業上の又は特別な公務上の秘密と定められている個人データに及ぶことは、許されない。著しく技術的に困難であること又は不相当に時間若しくは費用を要することを理由として、要求されたデータに限定することができない場合には、伝達及要求されていない個人データも伝達することが許されるが、連邦刑事庁による当該データの使用は、許されない。
- (3) 措置の目的が達成された場合又は達成され得ないことが判明した場合には、伝達されたデータ及び措置と関連して追加的に発生したデータは、事実関係に関する手続に必要な限り、消去し、及びその記録を廃棄しなければならない。実施した措置については、これを記載した文書を作成しなければならない。当該文書は、別途に保管し、技術上及び組織上の措置により安全を確保し、第1文の規定によりデータを消去し又は記録を廃棄した年の翌年の末には、廃棄しなければならない。

い。

- (4) 措置は、連邦刑事庁長官又はその代理者の申立てに基づき裁判所が命令する場合に限り、許される。

第20k条 情報技術システムへの秘密裡の侵入

- (1) 次の各号に掲げる危険があるという推定が一定の事実によって正当化される場合には、連邦刑事庁は、対象者に知られずに、技術的手段によって、対象者が使用する情報技術システムに侵入し、そこからデータを収集することが許される。
 1. 個人の身体、生命又は自由に対する危険
 2. 公共財であつて、これに対する脅威が国家の基盤若しくは存立又は人間の存在の基盤に関係するものに対する危険措置が実施されなければ近い将来に被害を生じることが、十分な蓋然性をもってはまだ確認されない場合であっても、第1文に掲げる法益のいずれかに対して特定の人々により個別に引き起こされる差し迫った危険を一定の事実が示すときは、第1文に規定する措置は、許される。当該措置は、第4a条の規定による任務の達成に必要であり、かつ、それが実施されなければ任務の達成が期待できず、又は極めて困難となる場合に限り、許される。
- (2) 次の各号に掲げる事項をすべて技術的に保障しなければならない。
 1. 当該情報技術システムにおいては、データ収集のために不可欠な変更のみを行うこと。
 2. 行われた変更は、措置の終了に際して技術的に可能な範囲内において自動的に復元すること。使用される手段は、技術水準に応じ権限のない利用から保護しなければならない。複製されるデータは、技術水準に応じて変更、権

限のない消去及び権限のない閲覧から保護しなければならない。

(3) あらゆる技術的手段の使用に際しては、次の各号に掲げる事項をすべて記録しなければならない。

1. 技術的手段の名称及びその使用の時点
2. 情報技術システムを特定する事項及び当該システムに対して実施された変更で一時的なものにとどまらないもの
3. 収集されたデータの確認を可能とする事項
4. 措置を実施する組織単位

記録データは、第1項に規定する措置が適法に実施されたかどうかについて、関係者又は権限を有する公的機関による審査を可能とする目的に限り、使用することが許される。当該記録データは、第2文に規定する目的になお必要な場合を除き、蓄積の年の翌年の末まで保管し、その後、自動的に消去しなければならない。

(4) 当該措置は、連邦警察法第17条又は第18条の規定に準ずる責任者のみを対象とすることが許される。当該措置は、第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても、これを実施することが許される。

(5) 第1項に規定する措置は、連邦刑事庁長官又はその代理者の申立てに基づき裁判所が命令する場合に限り、許される。

(6) 命令は、書面により行う。当該命令には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 可能な範囲内において措置の対象者の氏名及び宛先
2. データ収集のために侵入する情報技術システムの可能な限り正確な名称
3. 措置の方法、範囲及び終期を定めた期間
4. 主要な理由

当該命令には、3月以内の期限を付さな

なければならない。得られた知見に基づく限り引き続き命令の要件がある場合には、そのつど3月を超えない延長が許される。命令の要件を欠くに至った場合には、命令に基づき講じられた措置は、遅滞なく終了しなければならない。

(7) 事実に基づく根拠により、当該措置によって私的な生活形成の中核領域に関する知見しか得られないと推定される場合には、当該措置は、許されない。私的な生活形成の中核領域に関するデータが収集されないことを、可能な範囲内において技術的に保障しなければならない。収集したデータは、第5項の規定に基づいて命令した裁判所の指揮に従って、中核領域に関する内容が含まれているか否かについて遅滞なく連邦刑事庁のデータ保護受託者及び連邦刑事庁職員2人（うち1人は、裁判官職に就く資格を有する者とする。）による検査を受けなければならない。データ保護受託者は、任務の遂行に際して指示に拘束されることはなく、任務の遂行により不利益を受けることは、許されない（連邦データ保護法第4f条第3項）。私的な生活形成の中核領域に関するデータは、これを利用することが許されず、遅滞なく消去しなければならない。データの取得及び消去の事実については、これを記載した文書を作成しなければならない。当該文書は、データ保護コントロールの目的に限り使用することが許される。当該文書は、この目的にとって必要でなくなった場合には、これを廃棄し、ただし遅くとも文書を作成した年の翌年の末には、これを廃棄しなければならない。

第201条 テレコミュニケーションの監視

(1) 連邦刑事庁は、危険の防止又は犯罪の予防が他の方法によっては期待できず、又は極めて困難となる場合には、対象者に知られず

に、次の各号に掲げる者のテレコミュニケーションを監視し、記録することができる。

1. 国家の存立若しくは安全に対する急迫した危険又は個人の身体、生命若しくは自由若しくは重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する急迫した危険を防止するため、連邦警察法第17条又は第18条の規定に準ずる責任者
2. 第4a条第1項第2文に規定する犯罪を準備しているという推定を正当化する一定の事実がある者
3. 第1号に規定する者に宛てた通報又はこの者が発信した通報を受信し又は転送しているという推定を正当化する一定の事実がある者
4. 第1号に規定する者が、その者のテレコミュニケーション接続又は端末機を利用するおそれがあるという推定を正当化する一定の事実がある者

当該措置は、第三者に影響を及ぼすことを避けることができない場合であっても、これを実施することが許される。

(2) テレコミュニケーションの監視及び記録は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、対象者に知られずに対象者が使用する情報技術システムに技術的手段により侵入するという方法で、これを行うことができる。

1. 技術上の措置を通して、専ら現行のテレコミュニケーションの監視及び記録のみが保障されていること。
2. テレコミュニケーションの監視及び記録を特に暗号化されていない形式でも可能とするため、情報技術システムへの侵入が必要とされていること。

第20k条第2項及び第3項の規定を準用する。その他の点において、第20k条の規定は、影響を受けない。

(3) 第1項及び第2項に規定する措置は、連邦刑事庁長官又はその代理者の申立てに基づき裁判所が命令する場合に限り、許される。遅滞により危険が生ずる場合には、命令は、連邦刑事庁長官又はその代理者も、また行うことができる。この場合には、事後に遅滞なく裁判所の決定を求めなければならない。当該命令は、3日以内に裁判所によって承認されない場合には、失効する。

(4) 命令は、書面により行う。当該命令には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 可能な範囲内において措置の対象者の氏名及び宛先
2. 監視される接続又は端末機の呼出番号その他の識別記号。ただし、これが同時に他の端末機に関係づけられていることが一定の事実から判明しない場合に限る。
3. 措置の方法、範囲及び終期を定めた期間
4. 第2項の場合には、さらにデータ収集のために侵入する情報技術システムの可能な限り正確な名称

当該命令には、3月以内の期限を付さなければならない。得られた知見に基づく限り引き続き命令の要件がある場合には、それぞれ3月を超えない延長が許される。命令の要件を欠くに至った場合には、命令に基づき講じられた措置は、遅滞なく終了しなければならない。

(5) テレコミュニケーションサービスを提供し又はこれに協力する者（サービス提供者）は何人も、命令に基づき、連邦刑事庁に対して、第1項に規定する措置を可能にし、必要な情報を遅滞なく提供しなければならない。このための準備の要否及び範囲は、テレコミュニケーション法及びテレコミュニケーション監視令に従い決定される。サービス提供者に対する補償については、裁判関係者報酬・

補償法第23条の規定を準用しなければならない。

- (6) 事実に基づく根拠により、第1項及び第2項に規定する措置によって私的な生活形成の中核領域に関する知見しか得られないと推定される場合には、当該措置は、許されない。第1項及び第2項に規定する措置の枠内で自動式の記録のほか直接の情報が取得される場合において、私的な生活形成の中核領域に属する内容が捕捉されることについての事実に基づく根拠が監視中に判明したときは、当該措置は、遅滞なく中止しなければならない。疑いがある場合には、自動式の記録のみを継続することが許される。第3文に規定する自動式の記録は、データの利用可能性又は消去に関する決定のため、命令した裁判所に遅滞なく提出しなければならない。当該措置が第2文の規定により中止された場合においても、当該措置が第1文の規定により許可されないものでないときに備えて、当該措置は、継続することが許される。私的な生活形成の中核領域に関する知見で第1項及び第2項に規定する措置により得られたものを利用することは、許されない。これに関する記録は、遅滞なく消去しなければならない。データの取得及び消去の事実については、これを記載した文書を作成しなければならない。当該文書は、データ保護コントロールの目的に限り使用することが許される。当該文書がこの目的にとってもはや必要でなくなった場合には、これを廃棄し、ただし遅くとも文書を作成した年の翌年の末にはこれを廃棄しなければならない。

第20m条 テレコミュニケーションの通信データ及び利用データの収集

- (1) 危険の防止又は犯罪の予防が他の方法によっては期待できず、又は極めて困難となる場

合には、連邦刑事庁は、対象者に知られずに、次の各号に掲げる者に関する通信データ（テレコミュニケーション法第96条第1項及び第113a条）を収集することができる。

1. 国家の存立若しくは安全に対する急迫した危険又は個人の身体、生命若しくは自由若しくは重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する急迫した危険を防止するため、連邦警察法第17条又は第18条の規定に準ずる責任者
 2. 第4a条第1項第2文に規定する犯罪を準備しているという推定を正当化する一定の事実がある者
 3. 第1号に規定する者に宛てた通報又はその者が発信した通報を受信し又は転送しているという推定を正当化する一定の事実がある者
 4. 第1号に規定する者が、その者のテレコミュニケーション接続又は端末機を利用するおそれがあるという推定を正当化する一定の事実がある者
- (2) 連邦刑事庁は、第1項第1文に規定する要件の下で、業務上自己又は他人のテレメディアを利用に供し又はこれに対するアクセスを仲介する者に対し、利用データ（テレメディア法第15条第1項）に関する情報提供を求めることができる。情報提供は、将来の利用データについてもこれを命令することができる。サービス提供者は、連邦刑事庁の定める方法により、遅滞なく当該データを伝達しなければならない。
- (3) 第20l条第3項から第5項までの規定は、「連邦刑事庁長官又はその代理者」とあるのを「所管する局長又はその代理者」と読み替えて準用する。当該措置の目的の達成が他の場合には期待できず、又は極めて困難となる場合には、第20l条第4項第2号の規定にかかわらず、テレコミュニケーションの場所及

び時間を十分に特定することで足りる。

第20n条 移動体通信のカード及び端末機の同定及び所在の特定

- (1) 連邦刑事庁は、第20l条第1項に規定する要件の下に、技術的手段により次の各号に掲げるものを捜査することができる。
 1. 移動体通信の端末機の機器番号及び端末機中で使用されるカードのカード番号
 2. 移動体通信の端末機の所在
- (2) 第1項に規定する措置の場合において第1項に規定する目的の達成のために技術的理由によりやむを得ないときに限り、第三者の個人データを収集することが許される。当該データは、捜索対象である機器番号及びカード番号の捜査のためのデータ照合以外に使用することは許されず、当該措置の終了後遅滞なく消去しなければならない。
- (3) 第20l条第3項並びに第4項第1文及び第5文の規定を準用する。命令には、6月以内の期限を付さなければならない。第1項に掲げる要件が引き続きある限り、そのつど6月を超えない延長が許される。
- (4) 第1項第2号の規定による措置の命令に基づき、テレコミュニケーションサービスを提供し又はそれに協力する者は何人も、移動体通信の端末機の所在の捜査に必要な機器番号及びカード番号を連邦刑事庁に対し遅滞なく報告しなければならない。

第20o条 立退処分

連邦刑事庁は、危険を防止するため、人に対し、一時的にある場所からの立退きを命令し、又は一時的にある場所への立入りを禁止することができる。

第20p条 拘禁

- (1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる目的に必

要な場合には、人を拘禁することができる。

1. 第20o条に規定する立退処分を実施するため
 2. 第4a条第1項第2文に規定する犯罪の差し迫った実行又は継続を阻止するため
- (2) 連邦警察法第40条第1項及び第2項、第41条並びに第42条第1項第1文及び第3文並びに第2項の規定は、これらの規定中「自由剥奪」とあるのを「第1項に規定する措置」と読み替えて準用する。

第20q条 人の捜索

- (1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる場合において、捜索対象となる者に関する根拠に基づき必要があるときは、人を捜索することができる。
 1. この節の規定により本人を拘留することができる場合
 2. 第20s条の規定により押収することが許される物を本人が携行しているという推定を正当化する事実がある場合
 3. 第20d条第1項第2号に掲げる場所のいずれかに本人が留まっている場合
 4. 第20d条第1項第3号に掲げる場所のいずれかに本人が留まっており、かつ、第4a条第1項第2文に規定する犯罪がそこで行われるという推定を正当化する事実がある場合
 5. 一定の事実に基づき第4a条第1項第2文に規定する犯罪の実行により危険にさらされる者の近隣場所に、本人が留まっている場合この法律第20d条第1項は、連邦警察法第23条第3項第5文の規定が準用される場合には、この規定により影響を受けない。
- (2) 連邦刑事庁は、この法律又は他の法規により身元を確認しなければならない者に対し、連邦刑事庁の官吏、本人又は第三者を身体又

は生命に対する危険から保護するため状況により必要な限りにおいて、武器、爆発物その他の危険物を捜索することができる。

- (3) 連邦警察法第43条第4項及び第5項の規定を準用する。

第20r条 物の捜索

- (1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる場合において、捜索対象となる物に関する根拠に基づき必要があるときは、物を捜索することができる。

1. 第20q条の規定により捜索することが許される者が当該の物を携行している場合
2. 押収することが許される他の物が当該の物の中にあるという推定を正当化する事実がある場合
3. 拘禁することが許される者が当該の物の中にいるという推定を正当化する事実がある場合
4. 第20d条第1項第2号に掲げる場所のいずれかに当該の物がある場合
5. 第20d条第1項第3号に掲げる場所のいずれかに当該の物があり、かつ、第4a条第1項第2文に規定する犯罪がそこで行われるという推定を正当化する事実がある場合
6. 一定の事実に基づき第4a条第1項第2文に規定する犯罪の実行により危険にさらされる者の近隣場所に、当該の物がある場合

この法律第20d条第1項の規定は、連邦警察法第23条第3項第5文の規定が準用される場合には、この規定により影響を受けない。

- (2) 連邦警察法第44条第4項の規定を準用する。

第20s条 押収

- (1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる場合に

は、物を押収することができる。

1. 現在の危険を防止するためである場合
2. この節の規定により抑留された者が携行する物が次に掲げる目的のため使用されるおそれがある場合
 - a) 自殺し又は自傷するため
 - b) 他人の生命又は健康に害を加えるため
 - c) 他人の物を毀損するため
 - d) 自己又は他人の逃走を可能とし、又は容易にするため

- (2) 連邦警察法第48条から第50条までの規定を準用する。

第20t条 住居の立入り及び捜索

- (1) 連邦刑事庁は、次の各号に掲げる場合には、占有者の同意なく住居に立ち入り、捜索することができる。

1. この法律第20f条第2項の規定により連邦警察法第25条第3項の規定を準用して連行することが許される者又は第20p条の規定により拘禁することが許される者が当該住居にいるという推定を正当化する事実がある場合
2. 第20s条第1項第1号の規定により押収することが許される物が当該住居にあるという推定を正当化する事実がある場合
3. 国家の存立若しくは安全に対する現在の危険、個人の身体、生命若しくは自由に対する現在の危険又は重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する現在の危険を防止するため必要な場合
住居には、居室、付属室、作業室、営業室、事務室及び他の圍繞された不動産を含む。

- (2) 夜間（刑事訴訟法第104条第3項）においては、第1項第3号に規定する場合に限り、住居の立入り及び捜索が許される。

- (3) 第4a条第1項の規定により義務付けられ

た任務を遂行するため、連邦刑事庁は、経験によれば当該住居において人が第4a条第1項第2文に規定する犯罪を謀り、準備し、又は実行するという推定を正当化する事実がある場合には、急迫した危険を防止するため、当該住居にいつでも立ち入ることができる。

- (4) 一般の立入りが可能な作業室、営業室及び事務室並びに他の部屋及び土地は、第4a条第1項の規定により連邦刑事庁に義務付けられた任務の遂行の範囲内において、危険の防止の目的のため、作業時間内、営業時間内又は滞在時間内に立ち入ることが許される。
- (5) 連邦警察法第46条の規定を準用する。

第20u条 証言拒絶権を有する者の保護

- (1) この節に規定する措置で、刑事訴訟法第53条第1項第1文第1号、第2号又は第4号に掲げる者を対象とし、かつ、その証言を拒絶することが許される知見を得るおそれのあるものは、許されない。第20c条第3項の規定は、影響を受けない。この項の規定に反して得られた知見を利用することは、許されない。その関係記録は、遅滞なく消去しなければならない。知見の取得及び消去の事実については、これを記載した文書を作成しなければならない。刑事訴訟法第53条第1項第1文第1号、第2号又は第4号に掲げる者を対象としない措置により、当該者からその証言を拒絶することが許される知見が得られた場合には、第2文から第4文までの規定を準用する。
- (2) ある措置により刑事訴訟法第53条第1項第1文第3号から第3b号まで又は第5号に掲げる者が関係者となり、それにより、その証言を拒絶することが許される知見が得られる場合には、このことは、当該者が引き受けた任務の公益及び当該者に対して告げられた事実又は当該者が知った事実の秘密保持の利益

を評価した上で、相当性の審査の枠内において、特に配慮されなければならない。これに基づき必要とされる場合には、当該措置は、中止しなければならず、又はその性質上可能である場合には、制限しなければならない。

- (3) 刑事訴訟法第53a条に規定する者が証言を拒絶することが許される場合に限り、第1項及び第2項の規定を準用する。
- (4) 証言拒絶権を有する者が当該危険に対して責任を負うという推定を正当化する事実がある場合には、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

第20v条 裁判所の管轄並びに〔個人データの〕表示、使用及び消去

- (1) この節に規定する措置については、別段の定めがある場合を除き、次項以下の規定を適用する。
- (2) 裁判所の決定に関しては、連邦刑事庁の所在地を管轄する区裁判所の管轄とする。その手続については、非訟事件手続法の規定を準用する。
- (3) 第20g条から第20n条までに規定する措置により収集された個人データには、その旨を表示しなければならない。当該表示は、他の機関に伝達された後も、当該機関が維持しなければならない。
- (4) この節に規定する措置は、特別の連邦法又はこれに相当する州法の定める〔個人データの〕使用に関する規律に反する限り、許されない。連邦刑事庁は、次の各号に掲げる要件が満たされる場合に限り、この節に基づき収集された個人データを使用することが許される。
1. 第4a条第1項第1文に規定する任務を遂行するためである場合
 2. 第5条及び第6条に規定する任務を遂行するために必要である場合

(5) 連邦刑事庁は、この節の規定により収集された個人データを、次の各号に掲げる目的に必要な場合に限り、連邦及び州の他の警察官庁並びにその他の公的機関に伝達することができる。

1. 第4a条第2項第3文に規定する相互の了解を得るため
2. 公共の安全を脅かす著しい危険を防止するため又は刑法典第129a条第1項及び第2項に掲げる犯罪を予防するため。ただし、第20h条、第20k条又は第20l条に規定する措置の場合には、公共の安全を脅かす急迫した危険、特に公衆の危険又は生命の危険を防止するために限る。
3. 刑事訴訟法の規定により情報の要求が許される見込みがある場合の犯罪を訴追するため

第20h条、第20k条又は第20l条の規定により収集されたデータは、最も重い刑が5年以上の自由刑となる犯罪を訴追するために限り、伝達することが許される。

第1文第2号に規定する場合において、その危険が第4a条第1項第2文に規定する犯罪と関連していなければならない限りで、第20a条第2項の規定は、適用しない。この節の規定により連邦刑事庁が取得した個人データは、次の各号に掲げる場合には、連邦及び州の憲法擁護官庁及び軍事防諜局に対して伝達することが許される。

1. 連邦憲法擁護法第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる保護法益に対する暴力の行使又はその準備行為のドイツ連邦共和国内における試みに関する情報の収集及び分析のため、そのデータが必要であるという事実に基づく根拠がある場合
2. 安全を危険にさらす活動又は秘密情報活動であって外国勢力のために行われるものの疑いがあることを一定の事実が根拠づけ

る場合

この節の規定により連邦刑事庁が取得した個人データは、基本法第10条関係法第5条第1項第3文第1号から第3号までに掲げる危険領域に関する情報収集のための連邦情報局法第1条第2項に規定する連邦情報局の任務の遂行に当該データが必要であるという疑いが一定の事実によって根拠づけられる場合には、連邦情報局に伝達することが許される。第20h条の規定により収集されたデータは、第4a条第1項第1文に規定する連邦刑事庁の任務の遂行に必要な情報を求めるために限り、連邦憲法擁護庁、各州の憲法擁護官庁、連邦情報局又は軍事防諜局に伝達することが許される。〔データの〕受領者は、法律に別段の定めがある場合を除き、データの伝達が行われた目的に限りこれを使用することが許される。

(6) この節に規定する措置によって取得された個人データが当該措置の根拠となった目的の達成及び必要に応じ裁判所が行う当該措置の審査にもはや必要でなくなった場合には、遅滞なくこれを消去しなければならない。当該データの消去の事実については、これを記載した文書を作成しなければならない。当該文書は、特別に保管し、技術上及び組織上の措置により安全を確保し、データを消去した年の翌年の末には、廃棄しなければならない。専ら必要に応じ裁判所が行う当該措置の審査のために消去が猶予されている場合において、関係者の同意がないときは、当該データは、この目的に限り使用することが許され、これに応じ、当該データは、封鎖しなければならない。当該データが犯罪の訴追のため又は〔連邦刑事庁法〕第8条を基準として重大犯罪の予防若しくは将来の訴追の準備のために必要な場合に限り、その消去は、行わない。

第20w条 通知

(1) 第20g条から第20n条までに規定する措置に関して、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対して通知しなければならない。

1. 第20g条第2項第1号から第3号まで（長期監視、撮影、技術的な監視手段）の場合 措置の対象者及びこれにより著しく影響を受けた者
2. 第20g条第2項第4号及び第5号（秘密連絡員及び秘密捜査官の投入）の場合 次に掲げる者
 - a) 措置の対象者
 - b) これにより著しく影響を受けた者
 - c) 秘密連絡員又は秘密捜査官が立ち入った住居で一般の立ち入らないものの居住者
3. 第20h条（居室の監視）の場合 次に掲げる者
 - a) 措置の対象者
 - b) 監視されたその他の者
 - c) 措置の実施時に監視された住居を占有し又は居住していた者
4. 第20i条（データの蓄積）の場合 措置の対象者及び個人データが通報された者
5. 第20j条（ラスタースearch）の場合 関係者のうちデータの分析の結果さらに措置が実施された者
6. 第20k条（情報技術システムへの秘密裡の侵入）の場合 措置の対象者及びこれにより影響を受けた者
7. 第20l条（テレコミュニケーションの監視）の場合 監視されたテレコミュニケーションの参加者
8. 第20m条第1項（通信データの収集）の場合 当該テレコミュニケーションの参加者
9. 第20m条第2項（利用データの収集）の

場合 利用者

10. 第20n条（IMSIキャッチャー）の場合 措置の対象者

当事者の保護すべき利益が通知をすることによる利益を上回る場合には、通知をしない。また、第1文第6号、第7号及び第8号に掲げる者であって、措置の対象者でないものが措置と重大な関係がなく、かつ、通知による利益がないと推定される場合には、その者に通知をしないことができる。第1文に規定する者の身元確認のための調査は、この者に対する措置による介入の程度、身元確認の費用及びその結果本人その他の者に及ぼす損害を考慮した上で必要な場合には、これを行わなければならない。

- (2) 当該措置の目的、国家の存立、個人の身体、生命若しくは自由又は重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対し危険を及ぼさないで通知が可能となった時、第20g条第2項第4号及び第5号に規定する場合にあっては秘密捜査官又は秘密連絡員をさらに投入する可能性にも危険を及ぼさないで通知が可能となった時は、直ちに当該通知を行う。根拠となる事実関係に基づいて刑事法上の捜査手続が行われる場合には、通知は、刑事訴追官庁により、刑事手続法の規定に準じて行う。上記のいずれかの理由により通知を猶予する場合には、これを記載した文書を作成しなければならない。
- (3) 第2項の規定により猶予された通知が当該措置の終了後12月以内に行われない場合には、さらなる猶予には、裁判所の同意を必要とする。第20h条及び第20k条に規定する場合には、当該期間は、6月とする。裁判所は、さらに猶予の期間を定め、ただし第20h条及び第20k条に規定する場合にあっては、これは、6月を超えないものとする。猶予の期間の延長は、許される。当該措置の終了か

ら5年が経過した場合において、将来おおむね確実に通知の要件が生じないと見込まれるときは、裁判所の同意を得て、最終的に通知をしないことができる。数個の措置が時間的に近接して行われた場合には、第1文に規定する期間は、最後の措置の終了をもって開始する。

第20x条 連邦刑事庁への〔情報の〕伝達

第4a条に規定する連邦刑事庁の任務を達成するために個人データを含む情報の伝達を必要とするという事実に基づく根拠がある場合には、公的機関は、当該情報を連邦刑事庁に任意に伝達することができる。国家の存立若しくは安全に対する危険、個人の身体、生命若しくは自由に対する危険又は重要な価値を有する物でその維持が公益に必要なものに対する危険を防止するために当該情報が必要である場合には、これを伝達しなければならない。刑事訴訟法、基本法第10条関係法、連邦憲法擁護法、連邦情報局法及び軍事防諜局法の規定は、影響を受けない。」

※以下は、連邦刑事庁による国際テロリズムの危険の防止に関する2008年12月25日の法律の条文である。

第2条～第4条 (省略)

第5条 基本権の制限

人身の自由(基本法第2条第2項第2文)、信書、郵便及び電信電話の秘密(基本法第10条)並びに住居の不可侵(基本法第13条)の基本権は、この法律の基準により制限される。

第6条 評価

第1条第2号並びに第5号のうち第20j条及び第20k条の規定は、施行の5年後に、ドイツ

連邦議会の同意を得て任命される学術専門員の参加を得て、評価されなければならない。

第7条 施行、失効

- (1) この法律は、公布の翌日から施行する。
- (2) 第1条第5号のうち第20k条の規定は、2020年12月31日に、その効力を失う。

参考文献

- ・法務省大臣官房司法法制部『ドイツ刑事訴訟法典』(『法務資料』460号), 2001.3.
- ・井上正仁『強制捜査と任意捜査』有斐閣, 2006.
- ・白川靖浩「ドイツにおける刑事手続の諸問題(1)－(6)」『警察学論集』46巻9号, 1993.9, pp.124-133.;『警察学論集』46巻10号, 1993.10, pp.135-146.;『警察学論集』46巻12号, 1993.10, pp.134-152.;『警察学論集』47巻1号, 1994.1, pp.123-141.;『警察学論集』47巻2号, 1994.2, pp.140-150.;『警察学論集』47巻4号, 1994.4, pp.136-151.
- ・福井厚「資料 ノルトライン・ヴェストファーレン州新警察法・試訳」『法学志林』92巻3号, 1995.3, pp.127-207.
- ・石川泰三「BKAの組織と施策 最近のドイツ犯罪情勢(1)－(3)」『警察時報』56巻1号, 2001.1, pp.41-48.;『警察時報』56巻2号, 2001.2, pp.32-48.;『警察時報』56巻2号, 2001.3, pp.21-31.
- ・内藤大海「ドイツにおける潜入捜査—組織犯罪対策と学説の検討」『北大法学論集』56巻4号, 2005, pp.1849-1910.
- ・内藤大海「おとり捜査の研究—ドイツ法理論の発展を手掛かりにして(1)－(4)」『北大法学論集』58巻2号, 2007, pp.531-584.;『北大法学論集』58巻4号, 2007, pp.1733-1792.;『北大法学論集』58巻5号, 2008, pp.2239-2309.;『北大法学論集』59巻2号, 2008, pp.815-886.

・植松健一「連邦刑事庁 (BKA) ・ラスター捜査・オンライン検索—憲法学的観点からみたドイツにおける「テロ対策」の現段階(1)—(3・完)」『島大法学』52巻3/4号, 2009.3.
pp.8-30.;『島大法学』53巻2号, 2009.9.

pp.1-46.;『島大法学』53巻4号, 2010.3,
pp.85-128.

(とだ のりこ)